

別紙3

処分手続規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、本協会の禁止行為規程に従い、競技関係者及び加盟団体等を処分する際の手続を定めるものとする。

(処分の原則)

第2条 本協会は、すべて競技関係者及び加盟団体等に対し、中立、公正かつ迅速に処分を行う。

(代理人)

第3条 違反行為をしたと疑われた者（以下「審査対象者」という）は、本手続を通じていつでも代理人を選任することができる。

2 代理人は、それぞれ、審査対象者のために、本手続に関する一切の行為をすることができる。ただし、事実調査における事情聴取への回答は、この限りではない。

3 審査対象者が代理人の選任を本協会に通知した場合、それ以降の手続において本協会、事実調査委員会、処分審査委員会が審査対象者に対して通知を行う場合には、当該通知を当該代理人に対しても行うものとする。

第2章 事実調査

(事実調査の開始)

第4条 理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事は、事実調査が必要であると判断した場合、事実調査委員長に対し、事実調査委員会を開催するよう求めるものとする。

2 理事長は、公益財団法人日本体育協会の暴力行為等相談窓口その他の連携を通じて、事実調査が必要であると判断した場合、事実調査委員長に対し、事実調査委員会を開催するよう求めるものとする。

(事実調査パネルの選任)

第5条 事実調査委員長は、事実調査請求の内容に応じ、事実調査委員の中から、当該事実調査を実施するための事実調査パネルを構成する委員を選任する。

2 事実調査パネルを構成する委員は、1名以上とする。

3 事実調査請求に係る事実又は当事者と利害関係を有する（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者）事実調査委員は、事実調査

パネルを務めることができない。事実調査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該事実調査委員は、事実調査パネルを辞任するものとする。

(事実調査)

第6条 事実調査パネルは、事実調査請求のあった事案について、中立、公正かつ迅速に、事実の調査を行うものとする。

2 事実調査パネルは、必要に応じて適宜、競技関係者及び加盟団体等に対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。

3 競技関係者及び加盟団体等は、前項の事実調査パネルの調査に協力しなければならない。

(事実調査パネルの審理)

第7条 事実調査パネルの審理は、事実調査パネルに選任された事実調査委員全員の出席をもって開催し、事実調査パネルに選任された事実調査委員が複数人いる場合の議決は、出席した事実調査委員の過半数をもって行う。

(事実調査の報告)

第8条 事実調査パネルは、事実調査終了後速やかに、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事、事実調査委員長及び処分審査委員長に対し、次に掲げる事項を含む書面をもって事実調査の結果を報告する。

- ① 審査対象者の表示
- ② 事実調査の対象として申し立てられた事実
- ③ 上記②の事実に関する調査結果
- ④ 上記②のほかに処分対象たる事実に関する調査結果
- ⑤ 証拠
- ⑥ 報告日

2 事実調査パネルは、窓口利用者から事実調査請求があった日から、3か月以内に前項の報告を行わなければならない。ただし、処分対象たる事実について3か月以内に調査を完了することが困難な場合、事実調査パネルは、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事及び事実調査委員長にその旨を報告し、報告期限の延長を求めることができる。

(暫定的資格停止)

第9条 理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事は、前条に定める事実調査の結果、重大な処分対象たる事実が存在し、直ちに処分をする必要があると判断した

場合、審査対象者の資格を直ちに暫定的に停止するよう、理事会に求めることができる。

2 理事会は、前項に基づき暫定的資格停止を実施する場合は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって暫定的資格停止決定を通知する。

- ① 審査対象者
- ② 暫定的資格停止の期間
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 審査対象者が登録者にあつては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

第3章 処分審査

(処分審査の原則)

第10条 処分審査パネルは、事実調査パネルからの事実調査の報告を受けて、本協会及び事実調査パネルとは独立して、中立、公正かつ迅速に審査し、処分を決定する。

(処分審査パネルの選任)

第11条 処分審査パネルは、事実調査パネルの事実調査の報告において、禁止行為があると認められた場合、その内容に応じ、処分審査委員の中から、当該処分審査を実施するための処分審査パネルを構成する委員を選任する。

2 処分審査パネルを構成する委員は、3名以上とする。

3 処分審査に係る事実又は当事者と利害関係を有する（親族、所属先の監督・コーチ・選手、直接の指導者及びこれらに類する立場にある者）処分審査委員は、処分審査パネルを務めることができない。処分審査パネルに選任された後に、利害関係を有することが発覚した場合、当該処分審査委員は、処分審査パネルを辞任するものとする。

(処分審査パネルの審理)

第12条 処分審査は、処分審査パネルに選任された処分審査委員全員の出席をもって開催し、その議決は、出席した処分審査委員の過半数をもって行う。

(審査手続の開始)

第13条 処分審査パネルは、審査対象者に対し、速やかに事実調査委員会から提出された報告書等一式の写しを送付し、審査手続を開始する。

(審査対象者の弁明)

第14条 審査対象者は、前条の報告書等一式の写しが審査対象者に発信された日から3週間以内に、書面にて処分申請の理由に対する認否及び弁明を処分審査委員会に提出しなければならない。

(聴聞の機会)

- 第15条 処分審査パネルは、審査対象者から、直接、弁明・意見等を聴く機会を設ける。
- 2 聴聞場所は、原則として、本協会所在地とする。聴聞期日は、その都度、審査対象者その他当該事案に関係する者・団体の意見を聴いて、処分審査パネルが定める。
 - 3 審査対象者が聴聞の機会を不要とする場合、又は聴聞日に正当な理由なく欠席した場合、処分審査パネルは審査対象者を聴聞することを要しない。

(適正な処分のための措置)

- 第16条 処分審査パネルは、必要に応じて適宜、競技関係者及び加盟団体等、並びに事実調査パネルに対し、事実関係について説明及び証拠資料の提出を求め、直接事情を聴取し、現地調査をするなど必要な調査を行うことができる。
- 2 本協会の競技関係者及び加盟団体等は、前項の処分審査パネルの調査に協力しなければならない。
 - 3 違反行為のうち、スポーツ指導における暴力行為等について、本協会は、理事会の決議をもって、当該違反行為の処分審査に関して、JSC第三者相談・調査委員会に、処分審査について助言を求めることができる。この場合、処分審査委員会は、JSC第三者相談・調査委員会の助言を尊重しなければならない。

(処分審査の終結)

- 第17条 処分審査パネルは、当該事案の判断に熟すると認める場合、処分審査の終結を決定することができる。審査対象者が出席した聴聞期日外においてこの決定をするときは、適当な予告期間を置くものとする。
- 2 処分審査パネルは、前項の決定をした場合、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事及び審査対象者にその旨を通知する。

(処分案の答申)

- 第18条 処分審査パネルは、審査終結後2週間以内に、理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事に対し、書面をもって当該事案の処分案を答申する。
- 2 前項の処分案の答申書面には次の事項を含むものとする。
 - ① 審査対象者の表示
 - ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）

- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の理由及び証拠
- ⑤ 処分の手続の経過

3 第1項の答申を受けた理事長又は通報相談窓口から事実調査請求を受けた理事は、速やかに、理事会に処分審査委員会の処分案を諮るものとする。

(処分の決定)

第19条 理事会は、処分審査パネルの答申を審議し、処分決定を行う。理事会は、処分審査パネルの答申を尊重するものとする。

2 前項の理事会決定に基づき、理事長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって処分決定を通知する。

- ① 審査対象者
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 審査対象者が登録者にあつては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

3 処分決定は、前項の通知が審査対象者に到達した時に効力を生じる。

(処分決定に先立つ資格停止等)

第20条 前条第1項の定めにかかわらず、処分審査パネルが資格停止の答申を行った場合、理事長は、審査対象者に対し、以下の事項を記載した書面をもって資格停止を開始することができる。

- ① 審査対象者
- ② 処分の内容（処分を不相当とする場合はその旨）
- ③ 処分対象となる違反行為にかかる事実
- ④ 処分の手続の経過
- ⑤ 処分の理由及び証拠の標目
- ⑥ 処分の年月日
- ⑦ 処分が事後の理事会によって最終的に決定される予定であること
- ⑧ 審査対象者が登録者にあつては、処分決定に不服がある場合には、審査対象者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事長の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる旨及びその申立期間

2 第9条に定める暫定的資格停止及び前項に定める処分決定に先立つ資格停止に当たっては、資格停止期間の起算日を、それぞれ暫定的資格停止又は処分決定に先立つ資格停止の通知が審査対象者に到達した時としなければならない。

(競技活動の自主的な停止)

第21条 競技関係者及び加盟団体等が競技活動の自主的な停止を実施した場合、資格停止期間の起算日を、競技関係者及び加盟団体等が競技活動の自主的な停止を開始した時としなければならない。

第4章 不服申立

(処分決定に対する不服申立)

第22条 登録者が処分決定に不服がある場合には、当該登録者は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に対して理事会の行った処分決定の取り消しを求めて仲裁の申立てを行うことができる。

2 本協会は、前項の申立をしたことを理由として、第1項の審査対象者に対して処分決定以外の不利益な取扱いをしてはならない。

第5章 雑則

(記録の保存)

第23条 本規程に基づく事実調査パネルの報告、処分審査パネルの答申及び処分結果については、報告、答申、処分決定の日から●年間保管しなければならない。

(遡及適用)

第24条 本規程の施行以前の行為で、当該行為当時の本協会の規則等により違反行為とされる行為について、理事会が当該違反行為に対して処分を行っていない場合、本規程の第3章を適用する。

(本規程の改正手続)

第25条 本規程は、あらかじめ、コンプライアンス委員会、事実調査委員会及び処分審査の意見を聴いて、理事会の決議により変更することができる。

附則

本規程は、●年●月●日から施行する。

